

1. はじめに

市は補助金等の見直しを行うため、平成 18 年 5 月 30 日にひたちなか市補助金等検討委員会を設置し、ひたちなか市の補助金等のあり方について検討した。検討委員会では、補助金等の制度総体について考え方をまとめ、平成 18 年 11 月 28 日に提言書を市長に提出した。この提言では、補助金の透明性、公平性を確保していくために、市民、学識経験者を構成員とする第三者機関を設置し、審査を行うべきであることが提起された。

市では検討委員会から提言を受け、第三者機関としてひたちなか市補助金等審査委員会を平成 19 年 4 月 26 日に設置した。

本審査委員会は市長から「既存の補助金等の継続改廃に関する事項」、「補助金等の適正な交付のために必要な事項」の審査が要請され、平成 19 年度の補助金等について審査を行った。

2. 平成 19 年度補助金等の状況

補助金等の当初予算額の比較は下表のとおりである。平成 18 年度の状況は件数 169 件、予算額は 15 億 2,927 万 6 千円であったが、平成 19 年度では 165 件、16 億 6,299 万 3 千円となっている。

平成 18 年度から平成 19 年度にかけて、補助金等検討委員会の提言を受け、担当課や財政課による補助金等の見直しが実施された。見直しの実績としては、補助事業の廃止(ゼロ査定)で 178 万 5 千円、補助金の減額で 1,092 万円、総額 1,270 万 5 千円の削減であった。しかし、平成 19 年度当初予算で見ると、新規 12 件、組替え 3 件の補助金が予算化されたため、予算額では 1 億 3,371 万 7 千円の増額となっている。

(単位：件、千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数	金額	件数	金額
一般会計	167	1,505,171	163	1,638,906
特別会計	2	24,105	2	24,087
合計	170	1,529,276	165	1,662,993

3. 審査の視点

制度として存在する 185 件の市補助金のうち審査に付すべき 167 件について、別添補助金調査票をもって、下記の 3 項目の視点で 1 件ごとに審査を実施した。

(1) 金額負担のあり方について

- ・補助金の支出根拠や使途が適切か
- ・団体等財源を他に求め、自主運営ができるか
- ・補助事業における決算時の繰越金が多額になっていないか
- ・貸付や委託方式等助成方法に切替えができないか
- ・補助率は設定されているか
- ・事業効果の検証や自己財源の確保等に努力しているか

(2) 必要性について

- ・受益が特定の団体に偏っていないか
- ・公益上必要か
- ・類似した補助制度があるか
- ・同一団体に複数の補助を出していないか
- ・補助団体の運営は軌道に乗っているか
- ・今、その補助は必要か

(3) 効果について

- ・市民の利益に繋がっているか
- ・補助金の交付が長期間であり、固定化していないか
- ・補助効果が不透明ではないか
- ・目的どおりの効果はあるか

4 . 審査結果

審査結果は次のとおりである。

なお、下記の結果にとらわれることなく、啓発的な補助事業で補助金の効果が薄いものについては、補助金要綱等の見直しをされたい。詳細については別添補助金審査結果一覧等を参照されたい。

(1) 廃止すべきであると考えるもの(38件)

- ・単年度のみのももの
- ・事業目的が達成されたもの
- ・長期間の補助で、目的効果が乏しいまたは、固定化、既得権化しているもの
- ・社会情勢の変化等により、目的にそぐわないもの
- ・補助効果が乏しいもの

- ・自主運営が可能なもの など

(2) 見直しが必要であるとするもの(52件)

- ・高額・高率な補助で減額すべきもの
- ・人件費、管理費等に対する補助で自立を促進すべきもの
- ・補助目的の観点から終期を明確にすべきもの
- ・補助内容及び支出方法を見直すべきもの
- ・統合整理が必要であるとするもの
- ・貸付や委託の方法で制度を変更できるもの など

(3) 継続を可とするもの(67件)

5. 意見

前項の審査結果を提起する過程において検討した課題・問題点を踏まえ、本審査委員会では以下の意見を提起するが、市は今後の補助金の運営及び団体の指導にあたり十分考慮されたい。

- (1) 補助率は補助事業の形態ごとに分類し、基本的には上限を1/2とし、要綱等で規定すべきである。
- (2) 補助の既得権化、長期化、補助金の増加を招くことのないよう補助の終期は原則3年、最長でも5年にすべきである。
- (3) 国・県補助がある事業は、補助率が定められているなど特別な場合を除き、補助金額は国・県補助金と同額又はそれ以下とすべきである。ただし、国・県の事情により補助金が減額されたときは、公益性を考慮した上で国・県補助を上回ることもやむを得ないと考える。
- (4) 会費を徴収している場合は、事業の自立を促進し原則補助金額は会費総額と同額以下とすべきである。
- (5) 人件費や管理費に対する補助は、補助の長期化、補助金の増加を招くことになるため、運営の自立を促進して縮減に努める必要がある。又は、補助金の増加を招くことの無いようにルール化すべきである。

- (6) 団体運営補助の対象事業と、その団体が核となり実施する補助事業に類似するものが見られる。また、複数の部署から同一団体へ同じ目的で補助するケースも見られる。補助目的や補助内容の区分を明確にするとともに、明確化できないものは統合整理すべきである。
- (7) 補助団体は公共的団体であっても民間組織であることを踏まえ、補助事業については、目標や終期の設定を行うとともに、目標を達成したものと成果が現われないものは廃止するなど成果重視を徹底する必要がある。
- (8) 公共的団体や外郭団体は、その活動や収支状況が公表されない場合が多く、活動内容や補助の目的及び効果が市民に見えにくいため、補助団体に対する市の厳格なチェックと指導監督が求められる。補助目的を明確にするためには、運営補助を廃止して事業補助または業務委託に切り替えて行く必要がある。

6 . おわりに

本審査委員会は第三者機関として、「市民の視点・市民の感覚」に立って補助金について審査し、結果をこの報告書にまとめた。また、すべての審査は、公益性・透明性・適正性を念頭に行った。

今後、補助金については常に一定の周期で検討し、社会情勢の変化や市民のニーズに沿った形での審査が必要であると考えます。

市は、この審査結果をしっかりと受け止め、「市民と協働のまちづくり」にふさわしい補助金制度をつくりあげていただきたい。